

第二百四回国会 衆議院 経済産業委員会 会議録 第五号

令和三年四月二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君
理事 鬼木 誠君
理事 関 芳弘君
理事 山際大志郎君
理事 山岡 達丸君
理事 山岡 将吾君
理事 石川 昭政君
理事 上野 宏史君
理事 神田 裕君
理事 小林 鷹之君
理事 鈴木 淳司君
理事 辻 清人君
理事 西村 明宏君
理事 穂坂 泰君
理事 三原 朝彦君
理事 八木 哲也君
理事 青柳陽一郎君
理事 落合 貴之君
理事 松平 浩一君
理事 山崎 誠君
理事 笠井 亮君
理事 浅野 哲君

佐藤ゆかり君
武藤 容治君
齋木 武志君
中野 洋昌君
穴見 陽一君
うへの賢一郎君
神山 佐市君
工藤 彰三君
佐々木 紀君
武部 新君
富樫 博之君
福田 達夫君
星野 剛士君
宗清 皇一君
渡辺 孝一君
逢坂 誠二君
菅 直人君
宮川 伸君
高木美智代君
美延 映夫君
石崎 徹君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官) 岩城 宏幸君
(経済産業省経済産業政策局長) 新原 浩朗君
(経済産業省貿易経済協力局長) 飯田 陽一君
(経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 佐藤 悦緒君
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君
(中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君
(中小企業庁経営支援部長) 村上 敬亮君
(中小企業庁経営支援部長) 宮岡 宏信君

委員の異動
四月二日
補欠選任
富樫 博之君
西村 明宏君
宮川 伸君
渡辺 孝一君
うへの賢一郎君
青柳陽一郎君

同日
補欠選任
西村 明宏君
富樫 博之君
宮川 伸君

四月二日
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(笠井亮君紹介(第五五一号))
は本委員会に付託された。

経済産業大臣 梶山 弘志君
内閣官房副長官 坂井 学君
経済産業大臣政務官 宗清 皇一君
政府参考人 (内閣法制局第四部長) 栗原 秀忠君
政府参考人 (経済産業省大臣官房長) 多田 明弘君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 三浦 章豪君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
経済産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより会議を開きます。
経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
両件調査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第四部長栗原秀忠君、経済産業省大臣官房長多田明弘君、経済産業省大臣官房審議官三浦章君、経済産業省大臣官房審議官岩城宏幸君、経済産業省経済産業政策局長新原浩朗君、経済産業省貿易経済協力局長飯田陽一君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、中小企業庁事業環境部長飯田健太君及び中小企業庁経営支援部長村上敬亮君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、時間をいただき、ありがとうございます。今日は、大きく三つのテーマで議論させていただきたいと思っております。事業再構築補助金、そして、半導体産業の今後について、最後は、電力のDX、スマートメーターを取り上げていきたいと思っております。よろしくお願いたします。まず、事業再構築補助金についてなんですが、先日の報道で、二月の企業倒産件数、四百四十六件という数字が出ていますけれども、前月よりも減っているという報道が出ておりました。その一方、あわせて、日銀短観が四月の一日に公表した内容によれば、今後の設備投資計画、中小企業についてはまだまだマイナスの数値が出ていて、依然として設備投資に対しては厳しい状況下にあるということが数値としても出されております。その上でまず大臣にお伺いしたいんですけども、事業再構築補助金という制度は、今回新しく設けられましたが、どういった対象、どういった状況に置かれている事業者に向けての支援策なのか、その対象についての考え方を御説明いただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 事業再構築補助金について御質問があります。この補助金、アフターコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等の思い切った事業再構築に対して支援を行うというところで、日本経済の構造転換を促すことを目的としているところであります。こうした事業目的に鑑み、本補助金の支援対象は、コロナ以前と比べて売上高が一〇％以上減少しているという厳しい事業環境に置かれながらも、新しい事業に活路を見出し、事業拡大を目指す中小企業等を想定しているところであります。例えば、航空機部品を製造している企業が新しく医療機器部品の製造に進出するといった意欲ある事業者に対し、補助率最大三分の二で補助上限最大一億円の厚い支援を行ってまいりたいと考えています。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、時間をいただき、ありがとうございます。今日は、大きく三つのテーマで議論させていただきたいと思っております。事業再構築補助金、そして、半導体産業の今後について、最後は、電力のDX、スマートメーターを取り上げていきたいと思っております。よろしくお願いたします。まず、事業再構築補助金についてなんですが、先日の報道で、二月の企業倒産件数、四百四十六件という数字が出ていますけれども、前月よりも減っているという報道が出ておりました。その一方、あわせて、日銀短観が四月の一日に公表した内容によれば、今後の設備投資計画、中小企業についてはまだまだマイナスの数値が出ていて、依然として設備投資に対しては厳しい状況下にあるということが数値としても出されております。その上でまず大臣にお伺いしたいんですけども、事業再構築補助金という制度は、今回新しく設けられましたが、どういった対象、どういった状況に置かれている事業者に向けての支援策なのか、その対象についての考え方を御説明いただけますでしょうか。

また、緊急事態宣言の再発令及び延長を受けて、売上高が三〇%以上減少と、より深刻な経営状況にある事業者に対しては、補助率を引き上げ、最大四分の三ということになりますが、優先採択を行う特別枠も措置をしたところであります。

例えば、レストランが取り寄せ商品をオンラインで販売する、居酒屋が焼き肉店を新たに始めるといった取組を支援する、このようなことを支援することを想定しているということでありませ

事業者の経営状況に応じた支援をお届けすること、中小企業等の前向きな挑戦を力強く支援と考えておりますが、昨年度の補正予算においてサブライチエーン補助金というのをつくりました。かなりの応募数がありました。ただ、趣旨に合致しているもの、していないものというのがあります。したんですけれども、やはり補助があれば設備投資をしたいという意向がある会社もかなりあるということでありまして、こういった補助金を通じて設備投資を促してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。
私も、このコロナショックで、従来の事業形態ではもう通用しない世の中の生活様式、社会環境になってきているというのは認識をいたしておりますし、当然ながら、事業の内容を改善していくことの必要性というのは、恐らく多くの方々が共通認識を持っているんじゃないかと思うんです。ただ、今大臣もおっしゃいましたが、苦しい状況に置かれていた企業が前向きに取り組める、そして構造転換を行ってける環境をしっかりと整備することというのが私も重要だと思っております。その観点から、今回のこの事業再構築補助金の内容について、少し細かな部分を確認させていただきたいと思っております。

本日本お配りした資料の一を御覧いただきたいんですが、こちらには、事業再構築補助金の適用対象になるかならないかを判断するための例示が、政府が作った資料ですけれども、記載されておりまして、
特に、黄色いマーカーを引いているところについて今日は聞きたいんですけども、例えば、新分野展開をする場合、こういうところに、この例示に合致する場合には適用にはなりませんというように書いてあるんですが、この(4)のところでは、従来の製品とかサービスに容易な変更を加えたものは駄目ですというふうに書いてあります。そして、(6)は、従来の設備と同一設備で行う場合もこれは対象にはなりませんというふうに書いてあります。続いて説明申し上げますと、(8)については、市場が同じ市場を対象とした場合にもこれは対象にはなりません。
続いて業態転換の方に移りますが、こちらについては、過去に行っていた事業展開の場合にはこちらにも対象にはならないという場合なんです。これは一見するとともっともらしいんですけども、産業現場の声を聞いてみると、少し問題があるなというふうに感じています。
例えば、容易な変更を加えた場合は駄目だと言われた場合、先ほど大臣は航空機産業から医療産業に展開する場合を後押ししたいというふうにおっしゃいましたが、例えば、これまで航空機ですとか自動車向けのワイヤーハーネスを作っていた会社、このワイヤーハーネスの技術というのは非常に汎用性が高いので、少し変更を加えるだけで様々な、例えば医療にも転用できることになりまして、例えばなんでもですが、ハーネスの両端のターミナル部分の構造を変えただけでも転用ができるようになるんですね。
ですから、この容易な変更という一言で済ませてしまおうとしても、新事業展開なんですがこの条件に照らし合わせると駄目だということになってしまおうようなケースが出てくるのではないかと懸念をしております。
ほかにも、一番最後に、過去に行っていた事業形態に戻す場合は駄目だということなんです

分かりやすい例は飲食店です。昔、創業当時はワゴン販売から始めて、店舗を持った。今回、店舗主体でやっていったんだけど、コロナ禍でテイクアウトや移動販売が増えて、もう一度ワゴン販売も始めようという場合、そういう場合はこれは駄目になってしまいう可能性がある文章だと思います。

ですから、この書き方だとしても、事業者自身から見たときに非常に分りづらいし、前向きに取り組みたいんだけど、あつ、こんな駄目と書かれていたら駄目なんだと思ってしまう事業も出てきてしまうと思うので、この表現の妥当性、条件の妥当性については、是非、政府にはより精緻な検討をいただきたいと思うんですが、見解をいただけますでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。
まず最初に、いざにせよ大事な文章なので、引き続き、公募のたびに精緻な検討をということも、是非その方向でやらせていただきたいと考えてございます。

ちょっと、審査現場のばやきみたいな話でございしますが、我々、逆に言うと、現実にごう話をいただくのです。先ほど大臣の方から飲食店の例ということだったので、例えばフレンチでいいますと、容易な変更、ソースが変わりました、設備の変更、フライパンが新しいものになりました、昔のイタリアン時代にもう一回戻りますといったようなのが、本当に、これが私にとつての再構築でございましてというふうな言っております。それの方々がいらつしやるのもやはり現実でございまして。

最初にお言葉をいただきましたけれども、まさに今だからこそ、ちょっとやはり給付金とは性格が違うと思うんですね。お言葉をいただいたとおり、従来の業態から変えなきゃいけない人にとつて、思い切つて変えてもらえんかという意味では、この文章に込めている我々の思いも、まあ、人それぞれだと思っておりますけれども、足の長さは違いますが、それぞれの歩幅にとつての、一歩でも二歩

でも、将来の事業資産の形成に向けた事業変革の件をこの際考えてほしいという意味で、ややちよつとという必要な要件が何か組み合わさったような形にはなつてございますけれども、考えを上手に引き出すガイダンスになればという思いがございまして。

これまで伺つてきた中でも、特にちよつと若干御批判がございまして、競合他社要件というのがあつたんですが、競合他社が裏返しで説明できないと新製品が証明できないというのは、さすがに、中小企業の立場から見ると、競合他社がどこにあるのかそもそも分からないのが中小企業じゃないかというお声もありましたので、三月二十九日にアップデートしたときに、この条件は落とさせていただきます。

こういったようなことも含めて工夫をしながらも、さはさりながら、やはりこれを機会に新しいお客さんを見つけて、新しい業態にちよつとでも、やはり三分の二で六千万まで普通でも出ますというのはいざとしてみてもかなり思い切つた補助制度でございまして、是非そこは考える機会にしてほしいということでもやらせていただいております。

また是非いろいろ現場の声を届けたいだけければ、いろいろ議論させていただきたい、このように考えてございます。

○浅野委員 思つていたよりも非常に共感できる答弁だったので、大臣にこの後、一言いただこうと思つたんですが、今の姿勢で是非、やはり文章なので、細かく細かく書き過ぎると今度は分りづらくなつてしまふというところがあるかと思つて、当事者にとつてみれば非常にそこは重要な文章なので、是非お願いしたいと思つてます。
次の質問に移りますが、今回の事業再構築補助金は、基金設置法人というのを選定するプロセスがございました。私が聞いた内容によれば、これまで二度、その法人を公募したにもかかわらず、二度とも応募がゼロだったということで、最終的には中小機構に委託したということなんです。

この応募が一件もなかったというのは、いささか応募要件が厳し過ぎたり、あるいは初めからある一定の事業者を想定したのだったんじゃないかというような疑念も持たれているわけですが、これも、この辺り、どういう要件、厳し過ぎたのではないかと問題について、政府の答弁を求めたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。
私ども、大変本件については呻吟をいたしましたので、思いは同じなでございますけれども、大きくは要件は二つございまして、一つは、当然、一兆円のお金が補助として返ってきたら、普通でいえば課税対象ということになってしまつと、税制上の問題から、非営利法人でいわれる税金を払う必要がない、まずここで大きく母体が絞られてまいります。

加えまして、実際、これはやられる方は苦しいんじゃないかと思うんですけれども、これは補助事業でございまして、しかも、年度を越えて柔軟に運用できるようにするために基金という形をとっているわけですが、余り申し上げたくはないですけれども、当然、不正とか確定で、ずつと資金回収で追いかけていかなければいけないという案件が残るといのが事業執行の現状でございます。

そういう意味では、事業者の業務終了の把握や取得財産の処分等の業務が終わるまでというのは、これは実は何年引きするか分からないという条件の中で、我々、それはもう二年後は結構でございますとは言えないので、基金管理法人の方には最後まで補助金の正確な確定と回収をお願いしなくちゃいけない。
そうしますと、事業者の方から見れば、そのために、あるかないか分からないけれども、担当部隊を最後まで残しておかなきゃいけない。今日び人件費が一番つらい項目だと思いますけれども、そういう意味でも大変割に合わないところがある事業でございまして、そういう意味でも、なかなか出てこないところと、要件は。

現状、さばりながら、私ども、設置をさせていただきました調達の在り方検討会の報告書を踏まえて、外部委員等にもきつとチェックをしていただいた上でやらせていただいてございますので、基本的には、大変苦しいでございますが、これはやむを得ない形で最終的に機構に受けたいだいたということではないかというふうな理解をさせていただきます。

○浅野委員 ある程度、中長期でしっかりと見ていかなければいけないところと、今回のような結果になったところと、これは理解はしました、が、いずれにしても、事業者選定プロセスの透明化、公平性の確保というのは重要な問題だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

事業再構築については最後の質問になります、中小機構に決まったということであれば、やはり最後までしっかりとやらせてもらわなきゃいけません。特に今回、冒頭大臣がおっしゃったように、事業再構築補助金を使った事業の目的は経済構造の転換でありまして、決してコロナ禍を乗り越えられればよいというわけではないと思っております。その乗り越えた後も持続させていかなければいけないということで、やはり、じゃ、しっかりとした持続性のある対策内容を取っていただくなければいけないと思ひます、事業者の皆様には、

ですから、伴走型支援というのは従来から中小企業庁はやっていただいておりますけれども、この中小機構についても、補助金支給後のフォローアップ、これを改めて徹底していただきたいと思ひます。
○梶山国務大臣 今回のコロナ禍で課題になったこと、デジタル、グリーン、レジリエンス、ヘルスケア、様々な課題があるわけでありまして、時代はやはり大きく変わってきている。ということは、ビジネスのモードも必ずや変わっていく。そういったものに乗遅れないようにフォローをしていくということもこの事業の大きな目

的だと思っておりますけれども、その目的を達成するために、中小企業が積極的に新分野展開や業態転換に取り組んで、新しい事業を通じて収益の拡大を実現することが重要であります。

そのためには、単に計画に従って補助事業を遂行していただくことに加えて、その後の事業化の状況をしっかりとフォローアップする必要があると考えております。

具体的には、補助事業終了後五年間にわたって、各事業者に対して、補助事業の事業化の状況、経営状況、財務状況について年次報告を求めるとしてまいります。

また、補助金申請時に事業計画の策定に参画した税理士、金融機関などの認定支援機関に対しては、必要に応じて、事業者の経営状況や事業化状況を踏まえて補助事業期間終了後も継続的にアドバイスするように要請をしております。

経済産業省からも、事業再構築補助金に加え、事業者が必要としている施策の活用を通じて事業再構築を実現いただけるように、認定支援機関に対して様々な施策メニューを周知をしたいと思いますと思っておりますし、この申請をするに当たっても認定支援機関の力をかりるということになりますので、認定支援機関の方々にはこの制度を徹底的に理解をしておいていただくための活動もお願いいたします。

○浅野委員 是非お願いいたします。
続いては、半導体産業に関連したテーマに移りたいと思ひます。
本日の報道だったかと思ひますが、キオクシアという半導体メモリーの会社がございまして、これはグローバルでもかなりのシェアを持っている企業であります、ここにに対してアメリカの大手二社が買収を打診してきたという事実があったということでありまして。
昨今は、半導体産業をもう一度足腰から鍛え直す、発展の基礎をつくらなければいけないという議論が経済産業省の中でも行われていると思ひますけれども、やはり、アメリカはもう既にそういう手を打ってきている。アメリカを始め、アジア諸国、台湾も代表的な国ですけれども、諸外国の半導体産業に対する投資規模というのがかなり脅威的なものが今あると思ひます。
我が国においても、やはり、技術開発や投資の促進や人材育成、いろいろな課題があると思ひますけれども、まずはこの半導体産業をもう一度立て直すためにどういふ論点が、政府の中で検討されているのかというのを教えていただけますでしょうか。
○梶山国務大臣 半導体の業界、合従連衡と申します、場合によっては強い込みのような形も含めて、それぞれがしっかりと半導体産業というものを掌握していこうと国単位、また企業単位でも行われていると承知をしております。
デジタル化やグリーン化が進む中で、自動車から家電、コンピューターなど、あらゆる機器に使用される半導体は、経済社会を支える極めて重要な基盤部品でもあります。さらに、経済安全保障や産業全体のサプライチェーンの強靱化の観点から、その重要性というものは増していると感じております。
米国や欧州では、半導体などの研究開発、基盤整備に、かつてない規模の強力な政策支援が実施をされております。
このような中、日本の半導体産業の足下の状況は、デジタルカメラに使用されるセンサーや、家電などに使用されるパワー半導体などの分野では、世界市場で戦える企業が国内にも残っております。また、半導体の製造装置や素材産業は、国際的に見て日本企業が強いシェアを誇る、日本の強みでもあります。
一方、日本には、スマートフォンなどに使用される高い計算能力を持つ先端のロジック半導体の製造拠点が存在しないという状況でもあります。また、直近の世界的な半導体需要が急増する中で、最先端の半導体だけでなく、一世代前、二世

代前のミドルエンド半導体の供給能力の強化が必要であるとも考えております。

このような状況を踏まえて、経済産業省としても、先導半導体の製造技術開発の支援、そして、半導体製造工場も含めて、生産拠点を多様化するためのサプライチェーン強化に向けた支援を実施しております。

また、半導体に関する新たな産業政策を検討するために、三月二十四日に、半導体・デジタル産業戦略検討会議を開催したところでありますけれども、これは民間も含めて、有識者も含めて、関わる方たちに集まっていただいで議論をしていくということ、これも集中的に議論をして、方向性をしっかりと出していきたいと思います。方向性をしっかりと出していきたいと思います。方向性をしっかりと出していきたいと思います。方向性をしっかりと出していきたいと思います。

○浅野委員 ありがとうございます。

半導体産業に関しては、私は大きく二つのことを同時にやらなければならないと思っております。まずは、サプライチェーンの、先ほど多角化と言いましたが、グローバルなサプライチェーンの強化と、あとは、国内におけるエコシステムといましようか、研究開発から社会実装までのエコシステムをしっかりと国内につくっていくこと、この両方を進めていかなければいけないと思っております。

サプライチェーン強化に対しては、やはり海外との共同プロジェクトというのが、今走っているものもありますけれども、こういったところに日本政府としてもっと強力に支援をすべきではないか、そういった課題意識を持っておりまして、国内のエコシステム構築については、今、規制のサンドボックスも今度恒久化されるのが検討されておりまして、こういった新しい試みに対して、国内の半導体技術や製品というのをどんどん積極的に活用していくような動きも必要になるかと思っております。

税制優遇や予算措置が必要になっていくと思いますが、こういった点に対して、是非、政府のより一層の支援を求めたいと思っております。いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 令和元年度の補正、令和二年度補正予算により、NEDOに二千億円の基金を設けまして、先導半導体の製造技術開発を支援してまいりたいと思っております。

先般、台湾の企業のR&D拠点ということですが、これも次世代の先導半導体のR&Dの拠点としていきたいという思いを持っているところでありまして、また、先ほど申しましたように、サプライチェーンの強化というものは、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な部品や部材については、五千億円を超える規模の予算を確保して設備投資の支援を行っているところでありまして、サプライチェーン補助金で半導体に関するものというは大体二十件以上の案件がございます。こういったものを幅広く、手前の工程から後も含めてしっかりとやっていきたいと思っております。これを併せて、民間企業の充実ということも含めて、国がしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員 是非よろしくお願いたします。

半導体に関しては、やはり、世界各国で同時進行しているいろいろな技術開発競争が今も続いているけれども、日本の強みというのは、本当に精緻な作り込みやメモリーですとかという部分については、従来、非常に需要もあり、それで成長してきた歴史もあります。

最近では、先端プロセス、先ほど大臣もおっしゃっていましたが、先端プロセスの技術力という面では、やはり諸外国に後れを取っている状況であります。それをキャッチアップするための一つの手法として、現地の海外の研究所などの情報をいかに国内に持ってくるのかというところは非常に重要な視点だと思っております。ジェットロなどが世界に拠点を持っていますが、この更なる有

効活用というのが一つの私は課題だと思っております。これについては、今後、是非議論をさせていただきたいと思っております。

時間も参りましたので、最後、スマートメーターについて一問、させていたただきたいと思っております。

今、スマートメーター、家庭などの電力使用量をデジタルで計測し、それを集約するようなものが普及をしておりますけれども、今、三十分一回しか計測をしております。これから電力データをより有効に活用していきたい場合に、この三十分一回という計測頻度で本当にいいのかというふうな課題を持っています。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

スマートメーターは十年に一回更新しなければならなくて、前回、最初に導入されたのが二〇一四年ですから、二〇二四年頃からは次の世代のスマートメーターになり始めるんですけれども、そのときに、是非この計測頻度を上げて、リアルタイム性を改善すべきだと思っております。それに向けて政府内でも議論が進んでいると聞いているんですが、その状況を聞きたいと思っております。

○委員御指摘のよう、現在、各家庭など需要家の電力量を遠隔で監視できるスマートメーターは、導入を進めておりました。今、全国で今七五％、導入が進んでまいりました。今、各エリアとも五〇％を超えたいと思っております。二〇二四年度末には全て完了したいと思っております。

今委員御指摘いただきました、どれぐらいの頻度でこれを取るかという観点でございますけれども、これには二つの視点がございます。一つは、これを需要家の中で、工場ですとかビルとか、こういったところの中の所内管理をどうするかという形でスマートメーターというものが利用されてございます。こちらの方は、今は大体三万件以上の申込みがあつて利用されているわけでございますけれども、こちらについては既に一分値、

一分間隔でどれぐらい動くかということが計測できる仕組みになってございますので、さらには、その欠損値というものを再取得できるような更新高度化というものを進めていきたいと思っております。

一方で、委員御指摘の点は、これをマクロとしてデータ管理をどうしていくかというお話でございます。

今、これは実際どういう用途で使うか、ビジネスの目的、若しくは行政用途、これがどういうぐらいたのデータの頻度と量が重要なのかということによって変わります。

○浅野委員 是非よろしくお願いたします。

○富田委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延でございます。今日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今日は、地域新電力会社を中心に質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

地域新電力会社は全国に四十社以上あると言われております。この地域新電力会社ですが、我が国における電力システム改革を契機に、地域における再エネルギーの更新の普及や温室効果ガスの削減、地域内資金循環、雇用創出などを目的に、地域の自治体や民間企業が出資して、地域主体の会社です。特に、地方公共団体が出資している自治体新電力は、その多くが地域の電力事業を核として、収益の全てを地域に還元し、地方創生を目指すという役割を担っており、地方創生という観

す。

大阪は、先物市場として米の相場が世界で初めて行われた事例もあります、私の地元なんですから、電力の先物市場におかれましては、是非ともこれは大阪でも検討していただけるようお願いいたします、この質疑は終わらせていただきます。

時間がもうないんですけれども、最後に一問だけ、一時支援金の事前申請について伺いをいたします。

緊急事態宣言の発令に伴い、飲食店の時短営業や、不要不急の外出や移動の自粛により売上げが半減した事業所等を対象に、先月の八日から申請が始まっております。持統化給付金や家賃支援金と違い、一時支援金の不正受給や誤って受給されないための対策として、金融機関や商工会そして士業の方々などに一時支援金の登録確認機関に登録していただき、申請者の確定申告書や売上台帳などの事前確認を行う仕組みとなっております。手数料は、高額なところでは支給額の1割も取るところがあり、梶山大臣は、十九日の参議院の予算委員会で、高額と思われる手数料を要求することは、本制度の利用を予定している事業者が厳しい経営環境にあることも踏まえると制度趣旨に反しているとして、事務局が直接無料を受け付けることができるようになり、運用を二十四日から改めたと聞いております。この運用の改正は、私は一定の評価をさせていただきます。

ところで、今回の一時支援金の件で、先日、私の大阪で税理士事務所を営んでいる知人から、この一時支援金の登録確認について相談を受けました。

税理士として中小企業庁の登録確認機関の申請をする際に、登録用メールアドレスを間違えて登録してしまい、一時支援金の事務局への登録自体は完了できたのですが、登録確認を行うためのIDやパスワードのメールが事務局から届かないため、登録機関のコールセンターに何度も電話連絡して早期の修正手続を依頼したのですが、半月以

上たつても一時支援金の事務局から何ら連絡されない状態が続いている一方で、一時支援金の登録確認機関のホームページに登録機関として掲載された状態だったそうで、登録確認依頼の連絡が毎日鳴り続けている状態になっていたそうです。やっと先日修正が完了したそうですが、ちなみに、この私の知人の税理士は、コロナ禍であることを鑑み、全くの無報酬で、いわゆるボランティアで登録確認を受け付けていたということとさせていただきます。

そこで質問をさせていただきますけれども、この登録確認事務局の対応の遅さについてはどうお考えでしょうか。

また、登録機関ですら対応が遅いので、申請、支給に関しても対応の遅れが懸念されているところですが、実際のところ、八日から申請が始まっているのですが、支給実績についても教えていただけますでしょうか。

○飯田(徳)政府参考人 お答えいたします。事前登録確認の件でお尋ねをいただきました。登録確認機関でございますけれども、御指摘のとおり、不正防止の観点から今回導入しておりますけれども、金融機関、税理士などの士業の先生方、商工会、商工会議所なども含めまして、三月二十六日金曜日時点で約二万三千、登録してございます。

登録に当たりましては、税理士などの士業の方々につきましては、ホームページ上の専用フォーム、そこから登録の申込みをしていただいておりますけれども、その際に、第三者による成り済まして、これを防止する観点から本人確認プロセスを設けております。これは、趣旨は、現にそういうことがあるんですけれども、資格を持たない個人の方が、実在する税理士に成り済まして、事前確認を行うためのアカウントを不正に取得して事前確認逃れを行おうと、そういったようなことございますので、本人確認を行っております。

士業の先生方などの場合には電話での本人確認

というところでございまして、どうしても登録までに一定の時間を要することがございます。委員御指摘のような事例も私も承知しておりますので、対応人員を増やすなどにより、順次解消に努めているところでございます。努力してまいります。

申請件数でございますけれども、三月八日に受付を開始いたしました。昨日四月一日時点で約四万二千件の申請を受け付けております。支給につきましては、同じく昨日一日時点で約二・六万件、給付したところでございます。

○美延委員 時間が来ました。しつかりやっください。

終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日二度目の質疑の機会をいただきました。よろしくお願いたします。

スマートメーターに関する質問になりますが、以前、千葉県の大変な被害を受けました。千葉県が非常に大きな被害を受けた事案がございました。そのときに、スマートメーターのデータを使って通電していない家を探して、復旧作業につなげたということがあったというふうに聞いております。

これだけ聞くと大変いい話のように聞こえますけれども、よくよく聞いてみると、当時、スマートメーターのデータというのは電力会社の中ではエクセルシートにはあつて通電している、その中から一つ一つ作業で、どこが通電している、していないというのを探したという作業があつたと聞きました。非常に非効率な作業で時間もかかったそうなんですけれども、せっかくこれからのデータ活用社会、そして、一分間隔での計測というのにも既に始まっていると先ほど伺いました。これからこのデータをきっちり活用できるように環境をつくるべきだというふうに思

ます。

その辺りの環境整備を、是非すぐに始めていたいただきたい進めたいと思っております。これについて政府の答弁を求めたいと思っております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

まず一点、一分間隔だというお話、これは需要家の中のデータでございますけれども、今は三十分単位という話になっておるわけでございますが、委員御指摘いただきましたように、一昨年の台風十五号の際には、スマートメーターの活用、これは東京電力が最も先に進んでおったこととございまして、何とか早くということで、スマートメーターをとにかく使おうということで努力されたということは我々もよく承知しておりますし、委員御指摘のように、そのとき大変課題が多かったということも聞き及んでおります。

その一つは、まず、各需要家の中での通電情報について、電気事業法上、一般送配電事業者はこれを地方公共団体等に提供してよいものかどうか、目的外利用になるのかどうか、また、個人情報保護法との関係で、個人の同意というのが取れていると考えるとよいのかどうか、様々な運用面での問題がございました。

このことが最終的な整理がつくまでの間に結構時間がかかってしまい、結局のところ活用の度合いが大きくならなかったという反省がございまして、昨年の通常国会で成立しました改正電気事業法におきまして、災害復旧や事前の備えにスマートメーターから得られる電力データを活用するため、経済産業大臣から一般送配電事業者に対し、地方公共団体や自衛隊等の関係行政機関への電力データの提供を求める制度というものを創設してございます。

また、ここが委員の御指摘の点でございますけれども、このデータのフォーマットとか手続というものが定まっていなかったということが、スピードの面において、作業の面において大変大きな問題となったところで、先ほど申し上げました法案の審議の中で、先ほど申し上げました法案の審議の中で、先ほど申し上げました

旧の現場における実効的かつ迅速な対応が図られるよう、あらかじめデータ提出の様式や手順等を定めるべきとされていまして、これを踏まえまして、昨年七月、電力データの提供に係る必要な手続等を明確にした考え方の案を策定、公表するとともに、各自自治体の防災主幹部局に対しその周知を行い、また、一般送配電事業者に対し、災害時等に関係行政機関等の求めに応じ電力データを提供するように要請しておるところであります。

○浅野委員 ありがとうございます。是非、昨年の改正内容を実効性を高められるように、よろしくお願いします。

○浅野委員 ありがとうございます。是非、昨年の改正内容を実効性を高められるように、よろしくお願いします。

ここから残りの時間は、今回、法案のミスが多発した事案を受けて、政府の皆様は、原因、そして今後の対策について、三回お話しをさせていただきます。

通告の順番を少し調整させていただきました、坂井官房副長官にまず最初にお伺いをさせていただきます。

今回、この経済産業委員会を取り扱う予定でありました産業競争力強化法については、条文本体にミスが見つかったということで、我々野党は閣議決定のやり直しというのを求めております。それに対して、今、与野党間では議論が並行線をたどっている状況なんですから、そもそも、こういういった事例が過去になくて、どういう対応をすべきかというルールが明確化されていないことがそもそもの原因というふうに言うことができるかと思っております。

今後のためにも、衆議院の先例集はありますけれども、是非、政府、与野党間合意の上で、こういったケースにどういうふうに対応すべきかというルールメイキングをするべきではないかというふうな考えをお聞かせですが、これに対して副長官の御意見を伺えればと思っております。

○坂井内閣官房副長官 まず最初に、今回特に、今御指摘いただきましたように、条文そのものに誤りがあったということでございます。誠に遺憾であり、改めて深くお詫びを申し上げます。その上で、閣議決定後に条文の誤りが判明した場合の国会への御報告等の手続につきましては、御指摘のとおり、明文化したルールはないと承知しておりますが、これまでは、速やかに衆参両議院の議案課にお知らせをして、そして訂正について対応を御相談させていただきました。

その上で、国会の各方面の御了解をいただいで、こうした条文の誤りにつきましては、政府から国会に正誤通知を行って対応してきたものと承知しております。御指摘の産業競争力強化法改正案についての条文誤りは誠に申し訳ないことではございますが、誤りの内容といたしましては、法案の内容に直接影響を与えるものではない、また、前例として、正誤通知により対応させていただいてきたことなどを踏まえて、政府としては、国会の御了解をいただければ、これまでどおり正誤通知により対応させていただけないかと考えているところでございます。

ルールについての御指摘ですが、まさしく国会対応についてでございますので、国会において御議論されるものではないかと考えておりますが、政府といたしましては、御理解を得るべく説明を尽くしてまいりたいと思っております。○浅野委員 条文本体ではあるけれども、法律の内容に影響を与えるものではないかというふうな発言があったかと思っておりますが、その認識が多分違うんですね。

今回、一か所だけ消す修正だったものが、誤って二か所消えてしまうような条文になっていた。二か所目が消えてしまうと、これは全く違う意味になってしまいますから、その認識は是非改めていただきたい、私の立場からいえば改めていただきたいし、やはり、条文本体が間違っています

から、改めて閣議決定のやり直しというのが本来あるべき手続なのではないかということをお願いさせていただきます。○富田委員長 退席してください。結構です。

○浅野委員 次の質問に移りたいと思っておりますが、経産省においては、今取り上げました産業競争力強化法の条文本体にミスがあったということですが、私なりに、いろいろ省庁の方々にも話を聞きながら、状況を確かさせていただきました。

これは全ての法律に対応する話かどうかは分からせませんが、毎年、経産省内では、六月頃から基礎的な検討を始めて、秋口から年末までに法案の概要を作り、そして、年明けから閣議決定までの僅か一か月程度の間に、条文の読み合わせやいろいろな承認プロセスが回っていくというフローだと伺いました。

この最後の一月の間にかなりのチェックをしなければいけない、そこに割ける人数や時間には限りがあるという中で、やはり、この法案作成のスケジューリング、見直す余地はあるのではないかと思っています。○新原政府参考人 まず、今回の誤りにつきまして、国会に法案を提出し御審議を仰ぐ立場として、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

御質問にお答えさせていただきます。一般論として申し上げますと、法案作成の事務については、政策の内容の立案に加えて、閣議決定までの間、これは委員御指摘のとおりでございますが、その立案した内容を正確に反映した条文の作成が必要となるということで、ほかの政策立案に比べて業務負担が高いのは事実と認識しております。

その上で、この産業競争力強化法の改正法案についてでございますが、いわゆる支援法というものでございまして、グリーン社会への転換とか、あるいは、デジタル化への対応のための租税特別措置、それから、新たな日常に向けた事業再構築のための租税特別措置、さらには、当初予算措置を含む金融支援措置などを核としております。ポイントになりますのは、租税改正案、税制の改正案ですね、あるいは予算案については、政府の案が年末に固まるものでございまして、そして、その固まった後に、その内容に沿って条文案の作成を本格化する必要がございます。ということとで、どうしても若手職員のところは、一月、二月に非常に条文作成の関係で負担がかかるという状態になっております。予算関連法案の締切日は今年でありまして二月九日でございますので、委員御指摘のとおり、一、二月のところで作業が本格化している、こういう状態でございます。

ただ、この点については、ほかの予算関連法案についても多かれ少なかれ同様の事情にあると考えておりました、この産業競争力強化法改正案についてだけ、他の予算関連法案と比べて特別にスケジュールが過密であったというふうな申し上げは、なかなかできないのかなというふうなことを考えております。

いずれにせよ、現在、省庁横断の法案誤りの再発防止プロジェクトチーム、これが立ち上がりまして、今、当省としても、今回の経験を踏まえまして、今回の反省に立って積極的に知恵を出して、再発防止に取り組んでいきたいと思っております。

○浅野委員 余り明確な方向性のある答弁ではなかったように思いますが、予算や税制面の方向性が定まる期間との兼ね合いというところは理解はいたしますが、それでもやはりミスは起こしてはいたしませんので、そこは是非対策は検討していただきたいと思っております。時間も限られておりますので、まず大臣にお伺いしたいと思います。

今回、条文本体に誤りが見つかった法案というのは、全て、改正する法案でありました。改正法案の場合は、新旧対照表を作成し、その相違があるところを改正条文として起すわけですけれども、この新旧対照表から改正条文に変換するところの作業、どこが違うから何を何と言ひ換えるという部分がありますが、ここは極めて機械的な作業で対応できるのではないかと見立てを私は持っております。

今、地方行政などでは、RPA、ロボティクス・プロセス・オートメーションという自動化が進んでおりまして、そういった、ある文章からある文章への変換作業についてはほとんど自動化が進んでいます。経済産業省内でも、こうした比較的ルーチンワークの部分についてはそういうものも導入して、職員の負担軽減やミスの撲滅というものに本気で取り組むべきではないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 今回の誤りについて、改めて深くおわびを申し上げます。
今回の誤りの再発防止策として、複層的チェックのような取組を一層強化するのはもちろんのことではありますけれども、単に現場の作業の負担を増やすだけでは再発防止の実効性は確保されないと考えております。このため、御指摘のように、デジタル、ICT技術を積極的に活用していくといった観点を含め、検討していく必要があると思っております。

他方で、政府は、新たに作成する法律案と現行の法律のデータベースを突合して誤りがないかと検証する法令審査支援システムを有しております。今回の産業界競争力強化法改正案についても利用しましたけれども、誤りが検出できないものであります。どのようにすればシステムが改善できるか、省庁横断の法案誤り等再発防止のプロジェクトチームにおいて、実際に法令の立案作業を行う実務担当者などの現場の視点も踏まえて、実効性のある再発防止策を政府一丸となって検討してまいりたいと考えております。

その検討の中で、御指摘のRPA、ロボティクス・プロセス・オートメーション技術も含めて様々なデジタル、ICT技術の活用も検討していくものと考えておりますが、経済産業省としても、省内の知見や民間事業者とのつながりなどを最大限活用して、積極的に検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 時間が来てしまいました。最後に、内閣法制局にも来ていただいておりますが、改めて、今回、内閣法制局自体の役割としては、やはり条文本体の用語や記述の誤りをチェックする機能が本来あるはずでありまして、是非そこは今後再徹底をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○富田委員長 次に、青柳陽一郎君。
○青柳委員 おはようございます。立憲民主党の青柳陽一郎でございます。

私は議事録でございまして、経済産業委員会の委員ではないんですけれども、本日は是非大臣に直接聞いていただきたい件がありまして、質問の時間をいただきました。委員長、各理事の皆様、委員の皆様へ感謝を申し上げます。質問させていただきます。大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、まず最初は、今浅野委員からもありましたが、これは一点お伺ひしておきたいと思っております。今回の事案は、今浅野委員からもありましたけれども、条文本体の誤りが四か所、参考資料が二十か所に及んでいるということがございます。参考資料や参照条文の誤りについては、いわゆる正誤対応で行うというの、過去の事例もそういう事例はあるわけですから、一定許容される範囲ですけれども、条文本体のミスというのはやはり重きだということ意見が、我々議院運営委員会でもそういう意見が多いということでございますが、先ほど坂井官房副長官から御説明ありましたが、大臣

として、この条文本体のミス、閣議決定からやり直すべきだということに対して、大臣のまず所見を伺いたいと思っております。
○梶山国務大臣 今回の誤りは、国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として、誠に遺憾であり、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。

今回の誤りについては、法律案の作成プロセスにおいて、最終的な条文案の確認が不十分であったことが原因であったと考えております。例えば、条文案については、経済産業省の法案作成担当部局、大臣官房総務課、内閣法制局で重層的なチェックを実施していたものの、同一の職員が条文案の作成とチェックに関わっており、条文案の策定に関与していない職員など第三者のチェックが十分ではなかったこと、政府の法令審査支援システムによっても誤りが検出し切れないものがあったこと、スケジュールに追われた面があったことなどが要因になったと考えております。

再発防止策につきましては、そもそも国会に提出する資料には誤りが許されないとの大前提を強く再認識させるとともに、法律案の作成に携わっていない第三者がチェックをするなど重層的かつ実効的なチェック体制を構築し、読み合わせの徹底、スケジュール管理の徹底、法律案の作成プロセスに携わる人員の増強など、十分な確認ができる体制の整備を検討してまいりたいと思っております。

また、誤りがあったことは大変遺憾でありまして、条文案の誤りにつきましては、国会に向けて正誤対応し、参考資料の誤りについては、先生方に正誤表を配付することとして御審議をお願いしたいと考えております。
○青柳委員 正誤対応ということでございますが、人間ですから、人間の作業ですから、ミスはあるのは当然、一定仕方のないことですが、是非、再発防止のプロジェクトチーム、省庁横断で立ち上がったということでございますから、しっかりと再発防止に向けて取り組んでいただきたいと思

います。
もう一つは、貿易保険法、これも法案を提出し取り下げたということでございます。この貿易保険法については、昨年の十月に違反事案が担当課長には報告されていたが、にもかかわらず、それを担当課長は分かっていたが、法案の策定に入らず、提出までした。私はこれも非常に問題がある事案だというふうに思いますので、これは指摘をさせていただきますというふうに思います。

その上で、経産省、中企庁でもミスがあるということですね。ミスをすれば是非やり直しをしてくださいということ、大臣は今答弁されたわけでございます。ミスがあったら廃案だということでございまして、それは勘弁してください、正誤対応でやってください、こういうことですね。ということとを踏まえていただいて、これからの本題について聞いていただきたいというふうに思います。

家賃支援給付金についてお伺ひします。
この家賃支援給付金、この事業の目的を、政参人で結構です、お答えいただきたいと思っております。
○村上政府参考人 お答え申し上げます。
家賃給付金は、昨年五月の緊急事態宣言の延長等により、とりわけ厳しい経営状況にある事業者の事業継続などを下支えし、地代、家賃の負担を軽減することを目的とし、この目的に沿って定められた給付規程に基づいて、売上げの減少や家賃の支払い等の申請要件を満たした事業者について、事務局による審査、確認を経て給付金を支給する、こういう仕組みであるというふうに承知をさせていただきます。

○青柳委員 ちょっと声が小さいので、少し聞き取りにくかったですけれども、つまり、これは新型コロナウイルスの影響で売上げが急減した事業者を救うための制度ですね、大臣。これは公募型のいわゆる補助事業と違って、審査をして、いいものを選ぶ、駄目なものは落とすということではなくて、要件を満たしている事業者、困っている事業者、売上げが減少した事業者があれば救うための、救わないための制度じゃないんです、救